

京都大学医学部附属病院諸料金規程の一部を改正する規程

(平成十六年達示第百十号)

京都大学医学部附属病院諸料金規程(昭和四十年達示第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国立学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和三十六年文部省令第九号)第十一条」を「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成十六年文部科学省令第十六号)第十二条」に改める。

「神経磁気診断装置による中枢神経機能異常の診断

第二条第一項水中

一回につき

及び

四八、八〇〇円

「体幹部病巣に対する直線加速器による定位放射線治療

一回につき

を削る。

六六〇、〇〇〇円

別表第一表中

(一) 二〇〇床以上の病院における再診の特定療養費(一回につき)	八一〇
(二) 一八日を超える入院に関する特定療養費(一日につき)	一、二七一

を

(一) 二〇〇床以上の病院における再診の特定療養費(一回につき)	七六〇
(二) 一八日を超える入院に関する特定療養費(一日につき)	一、九〇〇

に改める。

附則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。